

商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) ふれ愛定期預金							
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金・国民年金・共済年金等の遺族年金・障害年金等の支給を受けている方 (別紙「預金対象者一覧表」をご覧ください) 遺族年金受給の場合、「妻と18歳の年度末までの子」または「18歳の年度末までの子」が対象となります 							
期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年 自動継続の取扱いはできません 							
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 100円以上 ただし、お一人様300万円以内 1円単位 							
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します 							
利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入日における店頭表示の「スーパー定期預金1年ものの利率に0.2%を上乗せした利率」を満期日まで適用します 満期日以後に一括して払戻します 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 							
税金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には平成25年1月1日から復興特別所得税が課税追加され、20.315%(国税15.315%地方税5%)の分離課税となります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) 							
手数料	<p style="text-align: center;">_____</p>							
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫に申告されたマル優枠の範囲内で300万円まで非課税でご利用いただけます 							
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた中途解約利率により預入日から解約日の前日までの日数で計算した中途解約利息とともにお支払いします <table border="1" data-bbox="539 1462 1318 1597"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1462 927 1507">解約日までの預入期間</th> <th data-bbox="927 1462 1318 1507">期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1507 927 1552">6ヶ月未満</td> <td data-bbox="927 1507 1318 1552">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1552 927 1597">6ヶ月以上1年未満</td> <td data-bbox="927 1552 1318 1597">約定利率の50%</td> </tr> </tbody> </table>		解約日までの預入期間	期限前解約利率	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率の50%
解約日までの預入期間	期限前解約利率							
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率							
6ヶ月以上1年未満	約定利率の50%							
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください 							
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 受付期間は、平成24年3月1日から平成25年4月1日までです お一人様1店舗に限らせていただきます 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 「総合口座」のお取扱いはできません お申込みの際は、年金証書等をお持ちください 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までと、その利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。) 							

宮城第一信用金庫

預金対象者一覧表

区分	利用資格者	提示書類		
年金受給者	国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金証書 または 国民年金・厚生年金保険証書	
		老齢福祉年金受給者※ 障害年金受給者※ 母子年金受給者※ 準母子年金受給者※ 遺児年金受給者※	国民年金証書 (老齢福祉年金は通帳式)	
		老齢特別給付金受給者※		
		厚生年金	障害厚生年金受給者 遺族厚生年金受給者	国民年金・厚生年金保険証書
			障害年金受給者※ 遺族年金受給者※ 通算遺族年金受給者※ 特例遺族年金受給者※	厚生年金保険証書 または 船員保険年金証書
			寡婦年金受給者※ 鰥夫年金受給者※ 遺児年金受給者※	
			共済年金	障害共済年金受給者 遺族共済年金受給者
	障害年金受給者※ (公務外障害年金を含む) 遺族年金受給者※ (公務外遺族年金を含む) 通算遺族年金受給者※			
	各種手当受給者		児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書
		特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当証書	
		医療特別手当受給者	医療特別手当証書	
		特別手当受給者	特別手当証書	
		健康管理手当受給者	健康管理手当証書	
		保健手当受給者	保健手当証書	
		障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者	障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書	
福祉手当受給者		福祉手当受給者証明書		

※印の年金については、昭和61年3月31日以前に支払い理由が発生していた場合に限りです。

◆遺族年金受給者のふれ愛定期利用資格

死亡被保険者	第1号被保険者（国民年金）	第2号被保険者（厚生年金）	利用資格
遺族	遺族基礎年金	遺族基礎年金及び遺族厚生年金	可
妻と18歳の年度末までの子			
18歳の年度末までの子			
上記以外	寡婦年金または死亡一時金	遺族厚生年金	不可